

函館市新エネルギーシステム導入補助金 Q&A

Q. 1. 令和7年度の補助制度との変更点はありますか？

A. 令和7年度に対象としていた家庭用燃料電池(エネファーム)および電気自動車等(電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV))が補助対象外となっています。

Q. 2. 現在、設置工事を行っている最中ですが対象になりますか？

A. 既に新エネルギーシステムの設置工事に着手している場合は対象外です。工事着手の2週間前までに申し込む必要があります。工事着手前に交付申請をしていただき、「補助金交付決定通知書」がお手元に届いてから着工していただく必要がありますので、設置工事を行っている最中であれば、補助の対象とはなりません。

Q. 3. 新築で家の工事は始まっていますが設備は工事していません。制度を利用できますか？

A. 設備の工事に着手していなければ、利用できます。

Q. 4. 市外に住んでいます但函館市に家を新築し転入予定です。制度は利用できますか？

A. 利用できますが、実績報告書の提出までに、住民票を移している事が条件です。

Q. 5. 新築で家の引渡しは年度末日以降になります。制度を利用できますか？

A. 補助申請を行う日が属する年度内に当該住宅に居住する見込みであることが対象者の要件のため、補助制度を利用できません。

Q. 6. 建売の場合は、申請ができますか？

A. 要件を満たしていれば住宅購入者が申請できます。建売の場合には、補助金申込時に売買契約書の添付が必要になります。その場合、事業着手予定日は建物引渡予定日となり、交付決定日以降に建物引渡しを行う必要があります。なお、対象の発電システムは未使用(過去に連系されていない)品に限ります。

Q. 7. 今年度、太陽光パネルの設置にともない補助金の交付を受けましたが、現在、蓄電池の設置を検討しています。蓄電池分の補助金を申請することはできますか？

A. 申請できます。しかし、太陽光パネルの増設など、一度補助金の交付を受けた補助対象設備と同じ設備を同一年度内(4月から翌年3月まで)に複数回申請することはできません。申請できるのは、同一年度内において、同一の補助対象設備につき1回までとなります。また、蓄電池の場合は、太陽光発電システムまたはガスエンジンコージェネレーションシステムと接続させることが条件です。

Q. 8. 工事業者や住宅メーカー、自動車販売業者が代行で手続きできますか？

A. できます。申請書の別紙に手続代行者名を記載してください。

Q. 9. 単身赴任で函館市内に家族しか住んでいません。制度を利用できますか？

- A. 単身赴任などにより、ご自宅に居住できない場合でも、生計を同一にする家族(配偶者、父母、子および配偶者の父母)が当該住宅に居住していれば利用できます。この場合において当該本人の住民票が赴任先など他の住所にあるときには、実績報告時に提出する住民票は、当該住宅に家族が住んでいることが確認できる住民票であり、かつ謄写省略のないもの(本籍・続柄の記載のあるもの)としてください。

Q. 10. 太陽電池の最大出力の計算方法はどのようなのですか？

- A. ① 最大出力＝モジュール出力×モジュール枚数で算出される数値をkW単位にします。
② 小数点第3位を切り捨てます。
(例) モジュール出力 162 W (ワット) × 23枚 = 3, 726 W
3, 726 W (ワット) ÷ 1000 = 3. 726 kW (キロワット)
→ 3. 72 kW (第3位切り捨て)

Q. 12. 補助金申込受理の決定を受けた後に、申請内容を変更することになりました。どうしたらよいですか？

- A. 変更手続きが必要となりますので、事前にご連絡ください。

Q. 13. 補助事業の完了日とはいつですか？

- A. 導入した新エネルギーシステムの設置費に係る領収証の領収年月日です。この事業完了日の翌日から起算して30日に当たる日までに、補助事業実績報告書を提出してください。

Q. 14. 市税に滞納がないことの証明書とは、何を提出すればよろしいですか？

- A. 納税証明書をご提出ください。
なお、函館市から課税されている全税目が対象となりますので、納税証明を申請の際は、「市税に滞納がない」ことの証明(年度指定なし)を取得してください。

Q. 15. 住民票、納税証明書は原本を提出しなければならないのでしょうか？

- A. どちらもコピーの提出で問題ありません。「住民票」は世帯全員のもので発行日から3か月以内のもの、「納税証明書」は、発行日から14日以内のものが必要になります。なお、単身赴任等により本人の住民票が他の住所にある場合は、本人の住民票に加えて、システムを設置した住宅に居住する家族の住民票も必要となります。その場合、謄写省略のないもの(本籍・続柄の記載のあるもの)を提出してください。

Q. 16. 新築で住民票を移します。提出するのは引っ越し後の住民票でしょうか？

- A. 引っ越し後の住民票が必要です。設置する住宅に申請者の方がお住まいになっている事が確認できなければなりません。
このため、最初の補助金申込書には旧住所の記載となりますが、最後の申請書兼完了報告書には新住所が記載されることになります。

Q. 17. 補助対象設備が購入済みで、設置工事を行っていない状況です。
設置工事費のみですが、補助対象となるのでしょうか？

- A. 設置工事費のみの場合は、補助の対象とはなりません。

Q. 18. 物置に補助対象設備を設置したいのですが、補助対象になりますか？

- A. 自らが居住する住宅または所有権を有する事業所の敷地内にある構築物（物置、カーポート等）に設置する場合は、対象になります。
また、敷地内であれば、地面に設置する場合も対象になります。

Q. 19. ハウスメーカーですが、自社が所有するモデルハウスに補助対象設備を設置する場合、
制度を利用できますか？

- A. 対象になりません。中小企業・小規模事業者等の場合は、自らが所有する市内の事業所が対象となりますが、モデルハウスは商品見本としての性質が高いことから、対象に含みません。
なお、補助対象設備が設置されていないモデルハウスを売却し、居住する購入者が補助対象設備を設置する場合においては、購入者による申請は可能です。

Q. 20. 家を新築し、太陽光発電システムと蓄電池の設置を予定しており、住宅省エネ2026キャンペーン「子育てグリーン住宅支援事業」申請していますが、補助金の対象になりますか？

- A. 対象になります。同一の補助対象設備に対して、国や北海道等の補助金との併用はできませんが、「子育てグリーン住宅支援事業」は新築に設置する太陽光発電システムと蓄電池システムを新築の補助の対象に含んでいないため、併用が可能です。